

高取町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたる子どもやその家族については、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれている状態にある。このような背景を踏まえ、児童の健全育成の観点から、将来の展望に不安を抱えている子どもやその家族への支援として、小児慢性特定疾病対策の推進に必要な施策を実施するものである。

(事業目的)

第2条 小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、高取町(以下「町」という。)とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第4条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

ただし、対象者については小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第5条 町は、用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)に対し、日常生活用具給付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。

2 申請書を受理した町は、当該対象者の身体状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を实地調査し、すみやかに調査表(様式第2号)を作成する。

(給付の決定)

第6条 町は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 町は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)(様式第4号)を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書(様式第5号)を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 町は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

2 町は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給する。

4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付ことができ、付属品のみの給付は認められない。

(費用の負担及び支払い)

第8条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項により扶養義務者が負担する額の基準(以下「徴収基準額」という。)は、別表2に定める額とする。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。

3 扶養義務者は、給付を受ける用具の価格が別表1に掲げる基準額【費用限度額】を超えたときは、前項の徴収基準額に加えて、当該用具の価格と当該基準額【費用限度額】の差額を負担するものとする。

4 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。

5 町は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

6 前項による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整理)

第10条 町は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

事務課 藤谷 保

別表1 (第4条、第8条関係)

種目	対象者	性能等	基準額(円) (費用限度額)	耐用年数等
便器	着時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,810円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損傷を防止できる機能を有するもの。	21,170円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて排水処理を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	163,300円	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の制動のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び背部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	166,320円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	64,800円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	97,200円	8年
特殊尿器	自力で排泄できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	72,360円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,200円	5年
車いす(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	76,030円	6年
頭部保護帽	発作等により頭部に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,130円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	60,910円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。	21,500円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防衛機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者。	紫外線をカットできるもの。	40,920円	1年度に1回基準額までの給付とする
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	98,880円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	170,100円	5年
ストーマ器具(管便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	111,460円	1年度に1回基準額までの給付とする
ストーマ器具(管尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	146,450円	1年度に1回基準額までの給付とする
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	126,360円	1年度に1回基準額までの給付とする

※ この要綱の規定により既に給付を受けている用具と同一の種目の用具は、該当の耐用年数の欄に規定する年数を経過するまで、給付しないものとする。ただし、当該年数を経過する前に当該用具が修理不能となり使用できなくなった場合は、この限りでない。

別表2 (第8条関係)

階層区分	徴収基準額表		徴収基準月額	徴収基準加算月額
	世帯の階層(細)区分			
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1階層	2,250	230
	所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290
D階層	所得税の年額2,400円以下	D1階層	3,450	350
	2,401 ~ 4,800円	D2 "	3,800	380
	4,801 ~ 8,400円	D3 "	4,250	430
	8,401 ~ 12,000円	D4 "	4,700	470
	12,001 ~ 16,200円	D5 "	5,500	550
	16,201 ~ 21,000円	D6 "	6,250	630
	21,001 ~ 46,200円	D7 "	8,100	810
	46,201 ~ 60,000円	D8 "	9,350	940
	60,001 ~ 78,000円	D9 "	11,550	1,160
	78,001 ~ 100,500円	D10 "	13,750	1,380
	100,501 ~ 190,000円	D11 "	17,850	1,790
	190,001 ~ 299,500円	D12 "	22,000	2,200
	299,501 ~ 831,900円	D13 "	26,150	2,620
831,901 ~ 1,467,000円	D14 "	40,350	4,040	
1,467,001 ~ 1,632,000円	D15 "	42,500	4,250	
1,632,001 ~ 2,302,900円	D16 "	51,450	5,150	
2,302,901 ~ 3,117,000円	D17 "	61,260	6,130	
3,117,001 ~ 4,173,000円	D18 "	71,900	7,190	
4,173,001円以上	D19 "	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	